

木造住宅耐震化補助制度

耐震診断

最大

5

万円

補助します！

※診断費の10/11または、
住宅の床面積[m²]×1,100円の範囲内

●対象かどうかチェック

(以下のすべてに該当するもの)

- ☐ 昭和56年(1981年)5月31日以前に建てられた木造住宅
- ☐ 現在居住している、またはこれから居住予定である
- ☐ 申込者がその建物の登記簿名義人である

●耐震診断とは

大地震にどの程度耐えられるか、どの部分が弱いかを資格を持つ方が所定の診断方法で診断します。

診断結果は地震に対して耐力がどの程度あるかを示す「総合評点」と呼ばれる点数で表されます。

※床下や天井裏を目視するほか、簡単な計測器での測定や設計図により調査します。

耐震改修工事

最大

100

万円

補助します！

※補助額の上限は改修内容・所得要件によって異なります

●対象かどうかチェック

(以下のすべてに該当するもの)

- ☐ 昭和56年(1981年)5月31日以前に建てられた、**個人所有**の木造住宅(2階建て以下のみ)
- ☐ 現在居住している、またはこれから居住予定である
- ☐ 所有者の直近の年度分の課税総所得金額が507万円未満
- ☐ 市税の滞納がない
- ☐ 所定の診断において耐震性が一定基準未満であるもの

●耐震改修工事とは

耐震診断の結果に基づき補強工事を行い、地震に強い住宅に改修します。

耐震改修工事を行うことで所得税の特別控除や
固定資産税の減額を受けることができます。
※耐震改修工事のうち**標準改修工事**を行う必要があります。

●お問い合わせ先

枚方市 都市整備部 住宅まちづくり課

住所：〒573-8666

枚方市大垣内町2丁目9番15号
(枚方市役所分館2階)

TEL：072-841-1478(直通)

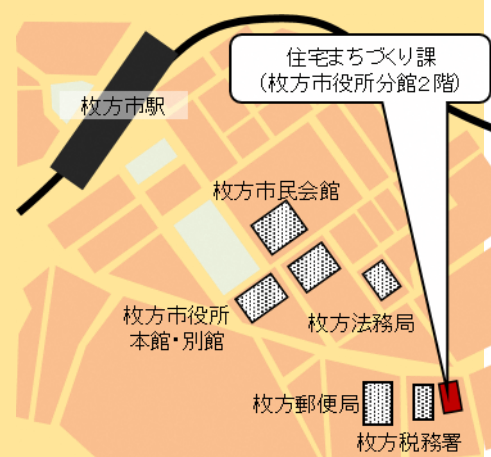
FAX：072-841-5101

MAIL：jumachi@city.hirakata.osaka.jp

補助制度について



二次元コード



耐震診断

● 診断の実施

診断士は工務店や建築士事務所等で資格を持つ方に依頼して診断してもらうほか、市からの紹介制度もあります。診断士の紹介には1ヶ月程度かかるので余裕をもって申込みしてください。

▷ 診断方法

「木造住宅の耐震診断と補強方法（2012年改訂版）」による

▷ 資格要件

〔（一財）日本建築防災協会主催 耐震診断資格者講習
（社）大阪府建築士会主催 耐震診断・改修講習会（2012改訂版）
のいずれか修了した耐震診断技術者

● 診断結果（総合評点）

総合 評点	1.5 以上 	1.0 以上 1.5 未満 	0.7 以上 1.0 未満 	0.7 未満 
判定	倒壊しない	一部倒壊しない	倒壊する 可能性がある	倒壊する 可能性が高い
耐震性	あり		なし	
改修工事	補助金対象外		補助金対象	

耐震改修工事(①～④のいずれか。併用不可)

① 標準改修工事

上限 **80** 万円 または100万円

▷ 対象事業

総合評点が1.0未満から1.0以上となる工事

所得税の特別控除、固定資産税の減額対象です。
別途手続きが必要です。（適用期限あり）

▷ 補助金額

① 設計: 上限額 10 万円

ただし、設計に要した費用の70%まで

② 工事: 上限額 70 万円（所得により90万円）*

ただし、工事に要した費用の範囲内

② 簡易改修工事

上限 **50** 万円 または70万円

▷ 対象事業（以下 A、B のいずれか）

A: 総合評点が0.7以上となる工事

（改修前後の評点の変化が0.3以上あること）

B: 1 階部分の評点が1.0以上となる工事

（改修前の1階部分の評点が0.7未満であること）

▷ 補助金額

① 設計: 上限額 10 万円

ただし、設計に要した費用の70%まで

② 工事: 上限額 40 万円（所得により60万円）*

ただし、工事に要した費用の範囲内

* 世帯全員の直近の年度分の年間所得の合計額が256万8千円以下の場合。

③ 屋根軽量化工事

上限 **20** 万円 

▷ 対象事業

耐震性を向上させるため、屋根全体を土葺き瓦屋根などの重たい屋根材からスレートなどの軽い屋根材へ葺き替える工事。工事前の屋根材が40kg/m²を超えていて、工事後の屋根材が40kg/m²以下になる必要があります。

▷ 補助金額

屋根面積1m²あたり2万200円を上限とします。

④ 耐震シェルター設置工事

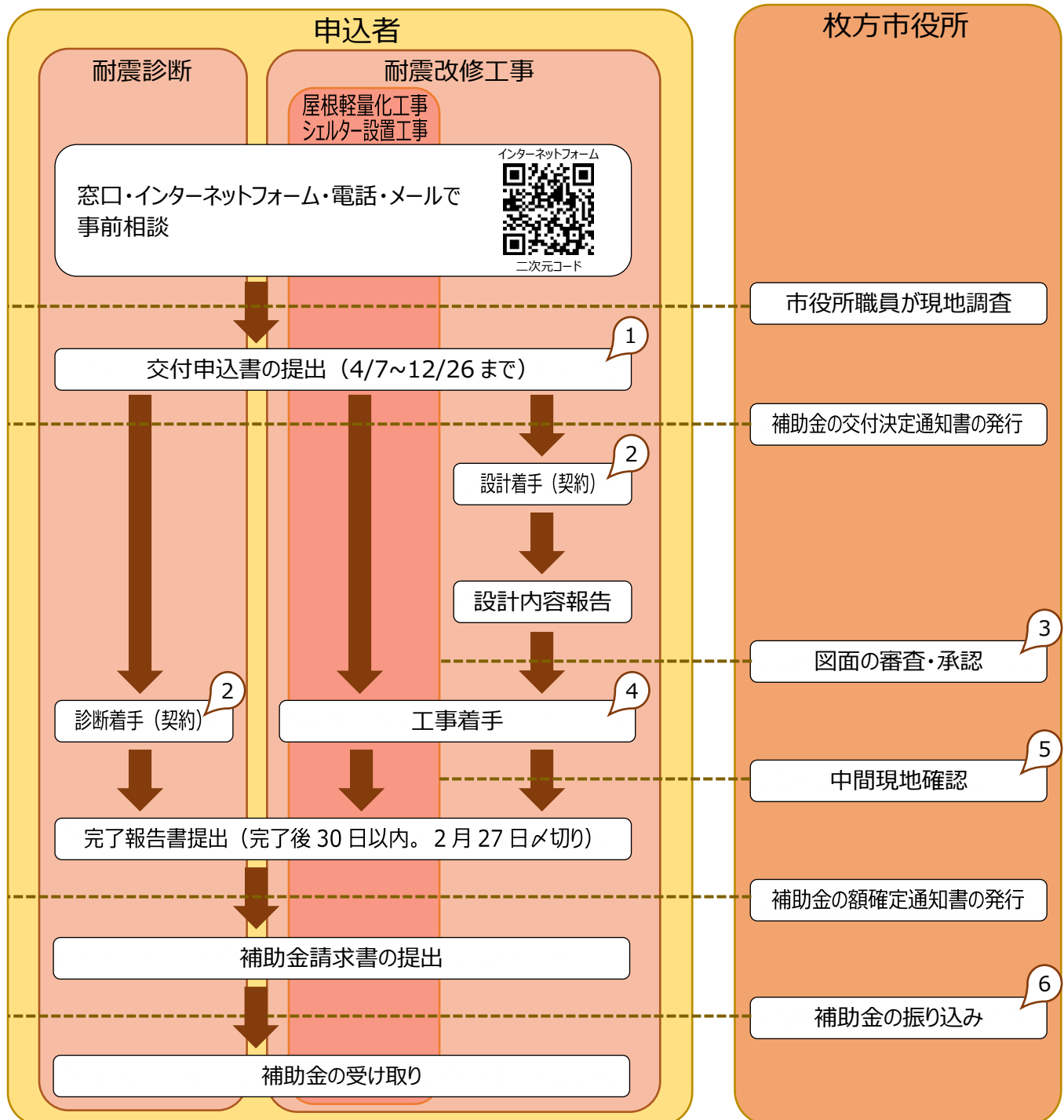
上限 **20** 万円 

▷ 対象事業

屋外に避難できる部屋に、地震時に安全な強度を備えた「耐震シェルター」を設置する工事

手続きの流れ

① 交付申込書の提出は 4/7~12/26 まで 工事完了報告書の提出は 2/27 まで



手続きのポイント

- 1 同年度に耐震診断と耐震改修工事を行う場合、それぞれ申込みをする必要があります。
- 2 交付決定通知書の発行日から 30 日以内に補助対象行為に着手（契約）してください。
着手後、**着手報告書を提出**してください。
- 3 市役所職員が図面の審査を行います。
審査には設計者への質疑や修正依頼の時間も含むため時間がかかりますので、余裕をもって**設計内容報告書の提出**を行って下さい。
- 4 工事の**着手報告書を提出**してください。設計の契約と工事の契約が異なる場合は工事の契約を締結してください。**市が図面の審査・承認をする前に工事に着手することはできません。**
- 5 工事が設計図通り行われているかを**市役所職員が現地で直接確認**を行います。
- 6 補助金の振り込みは、補助金の額確定通知書がお手元に届いてから **1 ヶ月程度** かかります。

●注意事項

- ▷ 補助対象行為に着手（契約）した後の申込みはできません。**必ず事前にご相談**ください。
- ▷ 申込者は登記簿上建物を所有している方となります。複数人で所有している場合は全員の同意が必要です。複数人で所有している場合、全員が補助対象要件を満たしている必要があります。
- ▷ 本補助金と同様の目的の補助金を重複して受けることはできません。また、住宅のリフォーム工事を行う場合、耐震改修工事に係る部分のみ補助対象となります。（若者世代空き家活用補助金との併用は可能）
- ▷ 耐震改修工事で利用できるのはいずれかひとつです。過去に補助金を受けている場合は利用できません。
- ▷ 耐震改修工事は施工内容によって建築確認が必要となる場合があります。（詳細については住宅まちづくり課へお問い合わせ下さい）
- ▷ 補助金の支払いは完了報告書の提出の後、補助金交付額確定通知書が発行された後に行います。
- ▷ 受付期間は 4 月 7 日～12 月 26 日（完了報告書の提出期限は 2 月 27 日）です。受付期間内に予算が上限に達した際は、受付を終了します。

所得税の特別控除と固定資産税の減額について

枚方市木造住宅耐震化補助制度を利用し、**標準改修工事**を行った場合、所得税の特別控除と固定資産税の減額を受けることができます。（令和 7 年 4 月 1 日現在）

※詳細について、所得税については枚方税務署、固定資産税については市役所資産税課へお問い合わせください。

※簡易改修工事、屋根軽量化工事、耐震シェルター設置工事は対象外です。

●所得税の特別控除(枚方税務署)

住宅耐震改修特別控除の適用を受けるためには、必要事項を記載した確定申告書に、必要書類を添付して、納税地（原則として住所地）の所轄税務署長に提出する必要があります。

必要書類のうち耐震改修工事の補助制度を利用している場合は、耐震改修証明書は市役所住宅まちづくり課で発行することができます。

●固定資産税の減額(資産税課)

昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のみ対象で、工事完了後 3 カ月以内に必要書類を資産税課に提出する必要があります。

よくある質問

Q「枚方市から委託を受けた」と語る業者が「補助金がもらえる」と耐震診断と耐震改修の営業に訪れたが、枚方市では耐震診断の調査や耐震改修の対象家屋の選定を業者に委託していますか。

A 枚方市で特定の業者に耐震診断の調査や耐震改修家屋の選定を委託して行っていることはありません。枚方市の補助金制度を利用する場合、必ず契約前に申込みを行って下さい。

Q 枚方市で外壁塗装の補助制度はありますか。

A 枚方市では外壁塗装に係る補助制度はありません。

Q 枚方市で昭和 56 年 6 月以降に建てられた住宅の耐震診断や耐震改修工事への補助制度はありますか。

A 枚方市では昭和 56 年 5 月 31 日までに建築確認申請のあった住宅が対象となります。ご自宅が該当するか分からない場合は住宅まちづくり課までお問い合わせください。

Q どこに依頼したらいいかわからない。

A 枚方市の耐震改修補助制度を活用した実績のある事業者（※）のリストを公表しています。
※枚方市内に拠点を置き、耐震設計・改修工事を同一の事業者で行ったもの

